

吹田 B B S 会 会 則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会の名称を、吹田 B B S 会（以下「本会」という。）とする。

(事務所)

第 2 条 本会はこの会の事務所を吹田市福祉保健部地域福祉室福祉総務課内に置く。

(組織)

第 3 条 本会は、会の目的に賛同する、友愛と良識をもった青年によって組織する。
高校生会員は、準会員とする。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 本会は、更生保護事業に協力するとともに、青少年とのともだち活動や地域の青少年との関わりを通じて、非行や犯罪のない明るい社会の建設に寄与することを目的とする。

(活動)

第 5 条 本会は、前条の目的を達するために次の活動を行う。

- (1) ともだち活動を行う。
- (2) 非行防止活動を行う。
- (3) 研修活動を行う。
- (4) 関係機関並びに諸団体との連絡協調を行う。
- (5) その他本会の目的達成に必要な活動を行う。

(活動区域)

第 6 条 本会の活動区域は、原則として吹田地区保護司会の活動区域とする。

第3章 役員及び顧問

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名以上 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会 計 | 1名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |

(役員を選出)

第8条 会長は総会において会員が選出する。

2. 副会長、事務局長、会計及び会計監査は、会長がこれを任命し、総会において会員の承認を得る。

(役員の仕事)

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長は会長の命を受け会活動を具体化し役員会に提案する。
4. 会計は本会の現金出納、財産管理、その他の会計事務を担当する。
5. 会計監査は、会計に関する事務を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は一年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠によって選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
3. 役員はその任満期後も、後任者が就任するまでその職務を行う。

(事務局)

第11条 本会の運営及び事業を円滑に遂行するため事務局を置く。

2. 事務局員は、本会の運営に理解のあるものから、会長が推薦し役員の仕事の承認を得て任命する。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長が役員の仕事の同意を得てこれを委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ本会の活動に参加する。

第4章 会議及び部会

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、役員会、事務局会議及び定例会とする。

2. 会長は、必要に応じ会議を招集することができる。
3. 会議は、構成員の1/2以上の出席を持って成立し、その議事は、出席者の過半数でこれを決する。

(総会)

第14条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

2. 定例総会は、毎年1回会計年度終了後2カ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、会長がこれを必要と認めた場合、又は、会員の過半数による要請がある場合に開催される。
4. 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 予算及び活動計画に関すること。
 - (2) 決算及び活動報告に関すること。
 - (3) その他会長が付議したこと。

(役員会)

第15条 役員会は、本会の運営方針、活動内容及び方法などを審議する。

(事務局会議)

第16条 事務局会議は、必要に応じて開催し、活動内容を具体的に企画、立案する。

(定例会)

第17条 定例会は、原則として毎月1回開催し、活動内容について報告、協議する。

(専門部会)

第18条 本会の活動を推進するため、専門部会を置くことができる。

第5章 会計

(会費)

第19条 本会の会費は、次の収入をもって充てる。

1. 会費(会員1人 年額1,000円。ただし、準会員は1人 年額500円)
2. 助成金
3. 寄付金
4. その他

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第6章 その他

(連盟加入)

第21条 本会は日本BBS連盟、近畿BBS連盟及び大阪BBS連盟に加入する。

(会則の変更)

第22条 本会則の変更は、役員会で協議し、総会においてこれを定める。

附 則	この会則は、昭和45年4月1日から施行する。
附 則	この会則は、平成8年4月1日から変更し施行する。
附 則	この会則は、平成10年4月22日から変更し施行する。
附 則	この会則は、平成11年4月21日から変更し施行する。
附 則	この会則は、平成12年4月19日から変更し施行する。
附 則	この会則は、平成13年4月18日から変更し施行する。
附 則	この会則は、平成17年4月21日から変更し施行する。
附 則	この会則は、平成18年4月19日から変更し施行する。
附 則	この会則は、平成20年4月12日から変更し施行する。